

亀山市告示第66号

亀山市带状疱疹予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市带状疱疹予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市带状疱疹予防接種費用助成金交付要綱（令和5年亀山市告示第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(助成金の交付対象者)</p> <p>第4条 助成金の交付対象者は、次に掲げる者であって、当該接種を受けた日において、過去に予防接種を受けたことがない市内に住所を有する50歳以上<u>64歳以下</u>のものとする。ただし、予防接種法（昭和23年法律第68号）及び予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）に規定する定期の予防接種の対象者については、<u>助成金の交付対象者としな</u> <u>いものとする。</u></p>	<p>(助成金の交付対象者)</p> <p>第4条 助成金の交付対象者は、次に掲げる者であって、当該接種を受けた日において、過去に予防接種を受けたことがない市内に住所を有する50歳以上のものとする。ただし、予防接種法（昭和23年法律第68号）及び予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）に規定する定期の予防接種<u>（以下「定期予防接種」という。）</u>の対象者については、<u>この限りでない。</u></p>

<p>(1) ~ (3) [略]</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1</u> この告示は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p><u>(失効)</u></p> <p><u>2</u> この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>(1) ~ (3) [略]</p> <p>附 則</p> <p>[見出しを付する。]</p> <p>この告示は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>[項を加える。]</p>
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則に見出しを付す改正規定及び附則に項を加える改正規定は、公表の日から施行する。